

令和2年度  
山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告書（概要）  
〔本会議・運営監視部会〕

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

(1) 福祉サービス運営適正化委員会本会議（開催回数：1回）

| 開催日   | 出席<br>委員数 | 議 題  |
|-------|-----------|--|
| 9月15日 | 15人       | ① 山口県福祉サービス運営適正化委員会委員長、副委員長の選出について<br>② 運営監視部会及び苦情解決部会の部会委員の指名について<br>③ 運営監視部会及び苦情解決部会の部会長・副部会長の選出について |

(2) 運営監視部会

（開催回数：4回　うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）

地域福祉権利擁護事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

| 開催日<br>(開催回数)            | 出席<br>委員数 | 議 題   |
|--------------------------|-----------|---|
| 6月18日<br>(第85回)<br>※書面開催 | —         | ① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について<br>② 契約締結審査会（第234回、第235回）及び事務局審査会の審査結果について<br>③ 令和2年度度地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実施状況調査の結果について      |
| 9月15日<br>(第86回)          | 9人        | ① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について<br>② 契約締結審査会（第236回、第237回）及び事務局審査会の審査結果について<br>③ 現物調査の実施状況（前期）について<br>④ 令和2年度現地調査の実施について        |
| 12月18日<br>(第87回)         | 9人        | ① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について<br>② 契約締結審査会（第238回～第240回）及び事務局審査会の審査結果について<br>③ 令和2年度現物調査の実施状況について<br>④ 令和2年度現地調査の実施について（調査結果） |

|                 |    |   |
|-----------------|----|---|
| 3月15日<br>(第88回) | 9人 | ① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について<br>② 契約締結審査会（第241回～第243回）及び事務局審査会の審査結果について<br>③ 令和3年度山口県地域福祉権利擁護事業事業計画（案）について<br>④ 令和3年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画（案）について |
|-----------------|----|---|

## 2 調査実施状況

| 社協名          | 実施日           | 担当委員         | 実利用者数<br>R2.9.30現在 |
|--------------|---------------|--------------|--------------------|
| 周防大島町社会福祉協議会 | 令和2年10月26日(月) | 大窪正行         | 31人                |
| 山口市社会福祉協議会   | 令和2年11月13日(金) | 吉水千賀子        | 159人               |
| 柳井市社会福祉協議会   | 令和2年11月26日(木) | 古川英希         | 29人                |
| 周南市社会福祉協議会   | 令和2年12月1日(火)  | 宮川芳恵         | 70人                |
| 防府市社会福祉協議会   | 令和2年12月3日(木)  | 佐伯映子<br>古殿雄二 | 50人                |
| 美祢市社会福祉協議会   | 令和2年12月11日(金) | 草平武志         | 45人                |
| 下松市社会福祉協議会   | 令和2年12月17日(木) | 池田朝子         | 24人                |
| 岩国市社会福祉協議会   | 令和3年1月26日(火)  | 板村憲作         | 115人               |
| 光市社会福祉協議会    | 令和3年1月28日(木)  | 高橋俊文         | 39人                |

## 3 現地調査結果

### (1) 地域福祉権利擁護実施体制について

この度調査を行った社協について、9月30日現在の定点調査で、地域福祉権利擁護事業の利用者が一番多かったのは、山口市社協で159人、一番少ないのは、下松市社協で24人であった。

### (2) 日常的金銭管理サービス

ア 一部の社協においては、体制上、単独でお金の出し入れが行われていた箇所も見受けられた。しかし、最終的に他の職員で相互のチェックが行われている。  
イ 各社協における検査は、年1回以上、実施していた。

### (3) 書類等預かりサービスについて

年1回以上すべての社協で実施されていた。

### (4) 契約ケースの援助状況について

各社協において、適正に実施されていた。

(5) 成年後見制度への移行について

成年後見制度への移行が必要と社協で判断される案件がそれぞれあるが、利用者の親族が拒否的であったり、疎遠であったり手続きが困難な場合があり、移行が進まない状況にある。社協内に留めないで成年後見支援体制づくりの協議体の中で相談していくことが必要ではないか。

(6) 専門員の業務について

ア ほとんどの社協で専門員は、実利用者全員にコロナウィルスの影響で3か月以上直接面会が出来ていない状況にあるが、推進員、生活支援員が訪問し専門員に報告を行っている。

イ 専門員1人が50件以上担当している社協があり、利用者ひとり一人に対してきめ細やかな対応ができないこと苦慮している状況である。直接面会できない利用者には、相談員からの状況把握やオンラインでの面談も実施している。

(7) その他

ア 預かり物件の返還先がない方への対応について

- ・利用者や承継者がなくなった後、返還先が見つからない。
- ・相続人が複数人いるため返還できない。
- ・相続財産管理人申立てや国による没収の費用について

イ スマホ決済により、支援計画以上の払出が本人により可能である。今後増えると思われる。

ウ 成年後見制度への移行により社協が支援から離れることもあるため、利用者に不安を感じさせないように、後見人の申立てをする前に関係者（機関）と受任した後の役割分担を事前に協議する必要がある。